

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	パナソニック(株)エレクトリックワークス社 人事・総務部 西日本地区人事部	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中村区名駅南2-7-55	
工場等の名称	パナソニック名古屋中村ビル	
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅南2-7-55	
業種	製造業	
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所	
建築物の所有形態	賃貸しビル等(賃貸ししている建築物)	
事業の概要	電気機械器具及び住宅設備建材の販売	
計画期間	令和4年4月1日	～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月25日		～	令和7年3月31日
公表方法	○	揭示 閲覧	(場所)	パナソニック名古屋中村ビル南館11階 人事・総務部 窓口
		ホーム ページ	(HPアドレス)	
		冊子	(冊子名・ 入手方法)	
		その他	(その他詳細)	
公表に係る問合せ先	052-586-1333			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

パナソニックホールディングス 環境方針

環境行動指針

私たちは、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組みます。そのために、事業活動を通じて環境課題の改善を進めるとともに、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大します。

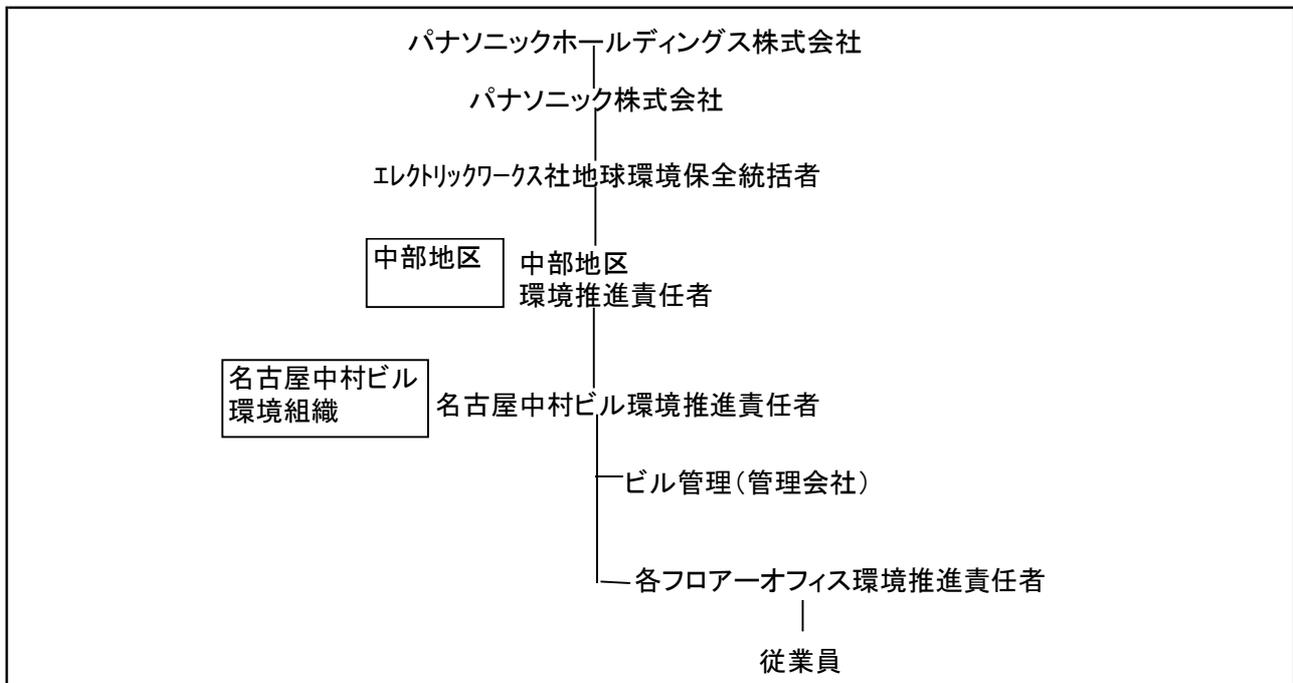
(1) 環境課題への取り組み

生産活動と商品・サービスを通じて、CO2削減に取り組みます。
循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組みます。
効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
化学物質による人や環境への影響を減らします。
生物多様性への配慮とその保全に努めます。

(2) 社会との共感を通じた取り組み

技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。
地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,336	t-CO ₂
①を （温 室除 く 化 果 炭 ガ ス 換 算 ） 排 出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,336

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総 排 出 量	1,336	t-CO ₂	1,330	t-CO ₂	0.5

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

基準年度令和3年度は、目標を大幅に上回る削減（H30年度比5.2パーセント：目標0.5パーセント）となりましたが、コロナによる出社制限等の影響が大きく、実力値とは言えない状況です。当ビルとしては、既に数年にわたり各取り組みを実行しており、また、ビルの形態が自社ビルから賃借ビルに変わったことで当社決定による投資を致し兼ねる状況です。その為、今回の計画については、現状維持をはかりながら、さらに対策を考え、令和6年度の目標削減率は基準年度令和4年度に対して0.5%削減を目標とします。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実践 (冷暖房)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房28度、暖房20度の温度設定及びその徹底 ・空調機器の運転時間削減 ・計測機器を活用して、エネルギー管理を継続する。 	取り組みの継続・強化
省エネルギー・省資源の行動実践 (照明)	<ul style="list-style-type: none"> ・無人エリア、昼休み、時間外の消灯を徹底する。 ・計測機器を活用して、エネルギー管理を継続する。 	取り組み継続・強化により電力使用量削減を図る。
自動車等輸送機関 に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業車のエコドライブ推進（アイドリングストップ励行、急発進・急加速はしない） ・低燃費の導入推進 ・近隣の営業取引先への移動手段については、自転車を積極的に利用。 	継続的な啓蒙活動。DRを搭載し、エコドライブを推進⇒ガソリン削減

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ISO14001環境マネジメントシステムによる継続的改善の実施

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・看板（サイン）照明の完全OFF ・地域クリーン活動の実施
